

入札公告（説明書）

令和 2 年 9 月 18 日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 田中 直樹

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|------------|---|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 北海道支社管内 遠方監視制御設備更新工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 田中 直樹 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号 |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（工事实績評価型：実績Ⅱ型） |
| 1-8. | 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. | 工事費内訳書の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. | 単価協議 | 無 |
| 1-11. | 入札保証 | 不要 |
| 1-12. | 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-13. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-14. | 契約図書 | |
- (1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
- なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- | | |
|----------------|---|
| ①入札公告（説明書） | 本書 |
| ②標準契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【施設工事契約書】を使用すること |
| ③入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること |
| ④共通仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電気通信工事共通仕様書（令和 2 年 4 月）】を使用すること |
| ⑤特記仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑥その他契約（発注用）図面等 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑦金抜設計書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/ |
| ⑧競争参加資格確認申請書 | 様式 1 のとおり |
| ⑨入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
| ⑩工事費内訳書 | 上記⑦の金抜設計書により作成する |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、記 1-3. 契約担当部署へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間及び時間は、令和 2 年 9 月 18 日（金）～令和 2 年 10 月 14 日（水）までとする。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事場所 | 道央自動車道
自) 北海道苫小牧市 至) 北海道空知郡奈井江町
札幌自動車道
自) 北海道小樽市 至) 札幌市東区
道東自動車道
自) 北海道千歳市 至) 北海道夕張市 |
| (2) 工事内容 | 本工事は、北海道支社管内 遠方監視制御設備の更新を行うもので、これらに伴う機器製作、据付撤去、配管配線及び試験調整の一切の工事を行うものである。 |
| (3) 工事概算数量 | 遠方監視制御設備 更新 30 箇所 |
| (4) 工期 | 契約保証取得の日の翌日から 330 日間 |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「交通情報設備工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

- (5) 審査基準日において、平成 17 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事 遠方の中央監視設備から、高圧受配電設備及びトンネル非常用設備並びにトンネル換気設備の監視制御を行うために、端末側に設置する T C P / I P の伝送手順を用いた伝送装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事

① 機器の自社又は委託製作 ②機器の設置 ③試験調整

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成 30 年度、令和元年度における当該工事種別「交通情報設備工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。

- (7) 遠方監視制御設備について、下記に示す条件を満たすこと。

- ① 平成 17 年度以降に、元請としての完成及び引渡しが完了した工事において同種機器に係る納入実績を有すること。又は競争参加希望者が本工事において設置する遠方監視制御設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。

同種機器	遠方の中央監視設備から、高圧受配電設備及びトンネル非常用設備並びにトンネル換気設備の監視制御を行うために、端末側に設置する T C P / I P の伝送手順を用いた伝送装置
------	---

- ② 機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。

- ③ 当該機器の保守管理に必要な部品供給期間は製造中止告知後、中止してから 5 年間以上確保できること。

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の請負人

・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成 31 年度）調査等業務

（請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者であ

る。

- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の請負人

- ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（令和 2 年度）施設施工管理業務
（請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道）

- (10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施工規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。

申請書（様式）			記載事項
競争参加資格確認申請書（様式1）			必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9]〔3〕①を参照のこと
技術資料 （様式2）	企業に求める実績等	企業の同種工事の施工実績	記3-1. (5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
		同一工事種別における表彰実績	平成22年4月1日以降のNEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること
		品質管理、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は OHSAS18001 若しくは ISO45001）の取得状況を記載すること
		災害時の協力実績	平成22年4月1日以降のNEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること
		製造予定業者の主要設置予定機器の納入実績	記3-1. (7)①に示す「同種機器」の納入実績について記載すること 記3-1. (7)②に示す「保守技術支援体制」について記載すること 記3-1. (7)③に示す「部品供給期間」について記載すること

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

① 提出期間 入札公告の翌日から令和2年10月14日（水） 午後4時まで

② 提出場所 記1-3. 契約担当部署

③ 提出方法 電子入札システム（提出期間内に必着）

※ 申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

④ 提出書類 記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和2年10月29日（木）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知において「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、契約責任者に対して氏名及び住所、対象となる工事名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。
- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（工事实績評価型）とは、記3-3. 競争参加資格確認申請において提出された技術資料に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目			配点
施工の 確実性	企業	同種工事の工事成績	4 点
		NEXCO 東日本における同一工事種別の表彰実績	2 点
		品質管理マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、 労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	2 点
施工の 円滑性	災害時の協力実績（緊急災害復旧の施工実績）		2 点
			10 点

4-3. 技術評価

契約責任者は、記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目			評価基準														
施 工 の 確 実 性	企業	同種工 事の工 事成績	提出された技術資料を以下の算出式により評価する。														
			$\text{評価点} = \text{配点} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績評定点}-70)}{20} \times a$														
			(評価点の算定値は小数第 4 位以下を切り捨てとする)														
			a : 同種工事の発注機関及び引渡し時期による係数														
			<table><tr><td></td><td>同種工事实績の引渡 しが平成 27 年 4 月 1 日以降である場合</td><td>同種工事实績の引渡 しが平成 27 年 3 月 31 日以前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降で ある場合</td></tr><tr><td>① 同種工事の発注機 関が NEXCO 東日本、 中日本高速道路(株)、 又は西日本高速道路 (株)の発注工事</td><td>1.0</td><td>0.5</td></tr><tr><td>② 同種工事発注機関 が上記①以外の公的 機関の場合</td><td>0.5</td><td>0.25</td></tr><tr><td>③ 上記に該当しない 場合</td><td colspan="2">0.0</td></tr></table>				同種工事实績の引渡 しが平成 27 年 4 月 1 日以降である場合	同種工事实績の引渡 しが平成 27 年 3 月 31 日以前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降で ある場合	① 同種工事の発注機 関が NEXCO 東日本、 中日本高速道路(株)、 又は西日本高速道路 (株)の発注工事	1.0	0.5	② 同種工事発注機関 が上記①以外の公的 機関の場合	0.5	0.25	③ 上記に該当しない 場合	0.0	
				同種工事实績の引渡 しが平成 27 年 4 月 1 日以降である場合	同種工事实績の引渡 しが平成 27 年 3 月 31 日以前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降で ある場合												
① 同種工事の発注機 関が NEXCO 東日本、 中日本高速道路(株)、 又は西日本高速道路 (株)の発注工事	1.0	0.5															
② 同種工事発注機関 が上記①以外の公的 機関の場合	0.5	0.25															
③ 上記に該当しない 場合	0.0																
◇留意事項 ① 工事成績評定点が 90 点以上の場合、工事成績評定点を 90 点とする。 ② 平成 22 年 3 月 31 日以前に引渡ししが完了した工事、成績評定点が 70 点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は 0 点とする。 ③ 公的機関とは、工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。																	
施 工 の 確 実 性	企業	同一工 事種別 におけ る表彰 実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。														
			評価基準 / 評価点														
			<table><tr><td></td><td>表彰日が 平成 27 年 4 月 1 日以 降である場合</td><td>表彰日が平成 27 年 3 月 31 日以 前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降 である場合</td></tr><tr><td>① NEXCO 東日本の社長表彰 （工事種別を問わない）又 は支社長による優秀工事等 の表彰実績</td><td>2 点</td><td>1 点</td></tr><tr><td>② NEXCO 東日本の事務所長等 による優秀工事等の表彰又 は支社長による功労表彰 （工事種別を問わない）の 実績</td><td>1 点</td><td>0.5 点</td></tr><tr><td>③ 上記に該当しない場合</td><td colspan="2">0 点</td></tr></table>				表彰日が 平成 27 年 4 月 1 日以 降である場合	表彰日が平成 27 年 3 月 31 日以 前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降 である場合	① NEXCO 東日本の社長表彰 （工事種別を問わない）又 は支社長による優秀工事等 の表彰実績	2 点	1 点	② NEXCO 東日本の事務所長等 による優秀工事等の表彰又 は支社長による功労表彰 （工事種別を問わない）の 実績	1 点	0.5 点	③ 上記に該当しない場合	0 点	
				表彰日が 平成 27 年 4 月 1 日以 降である場合	表彰日が平成 27 年 3 月 31 日以 前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降 である場合												
			① NEXCO 東日本の社長表彰 （工事種別を問わない）又 は支社長による優秀工事等 の表彰実績	2 点	1 点												
			② NEXCO 東日本の事務所長等 による優秀工事等の表彰又 は支社長による功労表彰 （工事種別を問わない）の 実績	1 点	0.5 点												
③ 上記に該当しない場合	0 点																
◇留意事項 ① 表彰状等の写しが添付されていない場合は、提出がないものとして「0 点」とする。																	

評価項目			評価基準		
			② 表彰実績は1工事のみ提出を認める ③ 優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト削減優秀工事、工程管理優秀工事、優良工事など」としての表彰であること。 ④ 上記以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には、感謝状を含む。		
施工の確実性	企業	品質管理、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。		
			評価基準		評価点
			品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS 又は OHSAS18001 若しくは ISO45001）の取得状況	①左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点
				②左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点
				③左記のマネジメントシステムを取得していない	0点
◇留意事項					
① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価する。					
②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合は評価しない。					
施工の円滑性	災害時の協力実績（緊急災害復旧の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
		評価基準		評価点	
		① NEXCO 東日本への平成 27 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合		2点	
		② NEXCO 東日本への平成 27 年 3 月 31 日以前でかつ平成 22 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合		1点	
		③ 災害協力実績がない、又は平成 22 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合		0点	
◇留意事項					
① NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しの添付がない場合は「0点」とする。					
② 工事変更で追加された「応急復旧」である場合は「0点」とする。					
③ NEXCO 東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」とする。					
④ 災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。					

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要

- 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。
- 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な3者（入札者が3者以下の場合は全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満

たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3 者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。

- (3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を次に示すとおり提出しなければならない。
- ① 提出期限 令和 2 年 10 月 14 日（水）午後 4 時まで
記 3-3. 競争参加資格確認申請に示す競争参加資格確認申請書の提出期限に同じ
 - ② 提出場所 記 1-3. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 持参、書留郵便若しくは信書便（提出期限までに必着）
見積書は、競争参加資格確認申請書と同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、「競争参加資格確認申請書」と「見積書」を一つの封筒に封かんし、提出すること。
 - ④ 提出書類 見積書（様式 3-1～3-2）及び添付資料
書面： 正 1 部、副 1 部
CD-R：1 部（見積書に記載された価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）
- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後令和 2 年 11 月 5 日（木）から令和 2 年 11 月 18 日（水）までの間を予定しており、詳細な日時等については、申請書（様式 1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式 3-1～3-2）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
- ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本工事の競争参加資格の取り消しを行う場合がある。
- (6) 入札前価格交渉の回数は、すべての選抜交渉対象者と各々 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 2 回程度とする。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。
- (8) 選抜交渉対象者は、上記(7)において合意された事項を反映させた「最終見積書」（様式 3-1～3-2）を提出しなければならない。
- また、入札前価格交渉によっても見積書（様式 3-1～3-2）から変更が生じない場合も同様とする。
- なお、最終見積書の提出方法は、上記(3)に基づくものとし、提出期限は記 6-2. 入札及び開札に示す入札書の提出期限に同じとし、詳細は最終の交渉時に連絡を行う。
- (9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (10) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が 1 項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。
- (11) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。

- (12) 見積書又は最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第 6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 工事費内訳書 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
表紙は様式 4 のとおり |
| ③ 総合評価値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ① 入札書の提出場所 | 令和 2 年 11 月 27 日（金）午後 4 時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 記 1-3. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム |
| ④ 開札執行日時 | 令和 2 年 12 月 15 日（火） 午後 1 時 30 分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 記 1-3. 契約担当部署 |

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

① 評価値（100 点）＝価格評価点＋技術評価点

② 価格評価点（配点 10 点）… 次に示す算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{下式 A} \times 0.5 + \text{下式 B} \times 0.5$$

なお、小数点 4 位以下は切り捨てとする。

（下式 A）

$$\text{下式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式 A の評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 80 とする。
3. 下式 A は小数点 4 位以下を切り捨てとする。

（下式 B）

$$\text{下式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式 B の評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 80 とする。
3. 下式 B は小数点 4 位以下を切り捨てとする。

③ 技術評価点（配点 10 点）… 記 4-3 に示す評価基準により算定する。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

6-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、契約責任者に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- ① 受付期間 入札公告の日から令和2年11月19日（木） 午後4時まで
 - ② 受付場所 記1-3. 契約担当部署
 - ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着）
- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- ① 回答予定日 原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く）
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書35条1項に基づき前金払の請求をすることができる。
ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第281条の規定を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 部分払 有：請負契約書38条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

電気通信工事共通仕様書「1.49.1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-6. スライド条項の適用

請負契約書 26 条 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 評価された次の技術評価項目の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

なお、履行確認を行う評価項目は以下のとおりとする。

- ① 施工の確実性、企業、品質管理マネジメントシステムの取得状況
- ② 施工の確実性、企業、環境マネジメントシステムの取得状況
- ③ 施工の確実性、企業、労働安全衛生マネジメントシステム等の取得状況

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上